

令和 4 年 6 月
国 税 庁

国税電子申告・納税システムに関する届出書等の様式の制定
について」の一部改正について（法令解釈通達）の概要

（趣旨）

本通達は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年財務省令第 33 号。以下「省令」という。）の施行に伴い、国税電子申告・納税システムに関する届出書等の様式について所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、省令の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため又は当然必要とされる事項の整理のために関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号及び第 8 号に該当することから、意見公募手続を実施しませんでした。